最高裁、平成一六年(行ヒ)第三五号、一六・六・二九決定

申立人 中央労働委員会

申立補助参加人 X1 外個人 18 名

相 手 方 朝日火災海上保険株式会社

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成一三年(行コ)第二〇九号不当労働行為救済命令取消、中央労働委員会命令取消請求事件について、同裁判所が平成一五年九月三〇日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

(主文)

本件を上告審として受理しない。申立費用は申立人の負担とする。

(理由)

記録によれば、申立人が本件上告受理の申立てをした時には、既に申立補助参加人らが 上告受理の申立てをしていたことが明らかであるから、申立人の本件上告受理の申立ては、 二重上告受理の申立てとして不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷